

鎌倉市農業委員会 平成30年度 第2回総会 議事録	
日時	平成30年5月24日(木) 15時30分開会 16時00分
場所	鎌倉市役所 4階402会議室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実、 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一、 12番 若林安雄、13番 石澤一英、 以上13名
事務局出席者	茂木事務局長・岸名局長補佐
議長 (安齊会長)	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 12番 若林委員、13番 石澤委員にお願いします。 本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。</p>
運営委員長 (小川委員)	<p>議長 本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、5月総会議事日程につき審議しましたところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。</p> <p>日程第1、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。</p> <p>日程第2、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件。</p> <p>日程第3、議案第10号、鎌倉市都市計画審議会委員の推薦について。 日程第4、議案第11号、鎌倉農業振興地域整備計画見直し案について。 日程第5、その他、諸般の報告について。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長 (安齊会長)	<p>日程第1、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (岸名補佐)	<p>議長 日程第1、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、着席して報告させていただきます。 報告に際し、敬称は略させていただきます。 お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、畑、238平方メートルを、[REDACTED]、[REDACTED]が、専用住宅用地として、平成30年6月30日転用のため、平成30年4月23日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]、畑、102平方メートルを、[REDACTED]</p>

	<p>が、専用住宅用地として、平成30年10月1日転用のため、平成30年5月1日に専決処分いたしました。</p> <p>以上2件、賃貸借関係はございません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	<p>日程第2、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件、報告いたします。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (岸名補佐)	<p>議長</p> <p>日程第2、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>整理番号1、畑、483平方メートルを、から、に所有権移転し、専用住宅用地として、平成30年9月1日転用のため、平成30年4月20日に専決処分いたしました。</p> <p>整理番号2、田、74平方メートル、外1筆、合計2筆、75.96平方メートルを、から、に所有権移転し、専用住宅用地として、平成30年4月26日転用のため、平成30年4月24日に専決処分いたしました。</p> <p>整理番号3、田、42平方メートル、外2筆、合計3筆、449平方メートルを、から同所、に所有権移転し、倉庫事務所用地として、平成30年5月14日転用のため、平成30年5月11日に専決処分いたしました。</p> <p>整理番号4、畑、1,335平方メートル、外1筆、合計2筆、1,352平方メートルを、から、に所有権移転し、特別養護老人ホーム用地として、平成30年5月11日転用のため、平成30年5月11日に専決処分いたしました。</p> <p>整理番号5、田、380平方メートルを、から、</p>

	<p>に所有権移転し、宅地造成用地として、平成30年5月16日転用のため、平成30年5月11日に専決処分いたしました。</p> <p>以上5件、賃貸借関係はございません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長	次に、日程第3、議案第10号、鎌倉市都市計画審議会委員の推薦について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	<p>議長</p> <p>日程第3、議案第10号、鎌倉市都市計画審議会委員の推薦について、ご説明します。</p> <p>鎌倉市都市計画審議会は、鎌倉市のまちづくりに必要な都市計画の具体的な方策を審議するため、市長の付属機関として設置されているもので、鎌倉市長から審議会委員に農業委員会から1名の推薦依頼があったものです。</p> <p>現在は、平成28年5月にご審議いただき、安齊会長を推薦し、2年間の任期が平成30年5月31日で満了となるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	1名の推薦について、いかがいたしますか。
8番 (飯田委員)	引き続き会長にお願いしたいと思います。
議長 (安齊会長)	只今、私、安齊を引き続き推薦するというご意見をいただきましたが、他に、何か、ご意見、ご質問ございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。議案第10号について、私、安齊を推薦することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。(着席)
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第10号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第4、議案第11号、鎌倉農業振興地域整備計画見直し案について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。

<p>事務局 (岸名補佐)</p>	<p>議長 議案の説明に入る前に、農業振興地域、以下「農振地域」と言います。について、説明いたします。</p> <p>農振地域とは今後、概ね10年以上の農業上の利用を確保すべき土地と施策について、総合的に農業振興を図るべき地域を指し、その指定は、国の定める「農業振興地域整備 基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。</p> <p>鎌倉市においては、関谷・城廻の市街化調整区域が昭和48年度に指定されています。</p> <p>農振地域に指定された土地は、農業のために利用する土地として位置づけられ、地域内の生産基盤等の整備に対し、国等の補助金が優先的に投入される一方、農業以外の用途への転用は厳しく制限されることとなります。</p> <p>それでは、日程第4、議案第11号、鎌倉農業振興地域整備計画見直し案について説明いたします。</p> <p>農業振興地域整備計画、以下「整備計画」と言います。とは、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化を計画的に推進することを目的に市町村が定めるものです。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項で次の項目を定めることとなっています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用計画 2 農業生産基盤の整備開発計画 3 農用地等の保全計画 4 農業経営規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 5 農業近代化施設の整備計画 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 8 生活環境施設の整備計画 <p>の全8項目となります。</p> <p>当初の整備計画は、昭和48年度に策定されました。</p> <p>その後、概ね5年ごとに基礎調査を行い、調査の結果、計画を変更する必要がある場合に見直しを行うこととなっており、昭和61年度、平成8年度に計画の見直しが行なわれました。</p> <p>今般、計画の見直しを行なうにあたり、市長から意見を求められているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 (安齊会長)</p>	<p>何か、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>

議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。 議案第11号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。(着席)
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第11号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第5、その他、諸般の報告について、説明いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第5、その他、諸般の報告について、2件、着席して説明させていただきます。 諸般の報告1、遊休農地解消対策実践活動について説明いたします。 5月16日(水)に三菱電機株式会社の新入社員49名による関谷地域の遊休農地パトロール及び清掃活動を実施するとともに前回草刈りを行った協議会活動地の草の撤去作業を行いました。 現在一部の草が残っている状態であり、引き続き、三菱電機株式会社が撤去する予定です。 今後は、雑草の状況を確認し、除草剤の散布を行う予定です。 日程と人員は改めて調整させていただきます。 次に、諸般の報告2、「農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度」の加入について、説明いたします。 お手元の資料をご覧ください。 この保険制度は、一般社団法人全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員を被保険者とする団体契約で、皆様が農業委員会の会長等の指示により公務に従事している間及び公務に従事するための往復途上に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡又は入院・通院した場合に保険金が支払われるものです。 本市の農業委員会が加入する場合、平均活動日数が最大でも30日未満と想定されるため、A型に該当します。 保険料は一人、1口あたり年間¥1,000で、最大5口が限度となります。 補償内容等は資料をご確認ください。 3市1町で構成する湘南地区農業委員会連合会では、藤沢市が加入しています。 いかが、いたしましょうか。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。
3番	これは個人負担でしょうか。また、補償の対象活動は遊休農地解消活

(安齊会長)	動になりますでしょうか。
事務局 (岸名補佐)	<p>これもご相談ですが、親睦会費からの支払いになるかと思われます。</p> <p>活動については、遊休農地の解消活動、総会への移動時、30条調査など、会長の命による公務全般が含まれます。</p> <p>補償内容については、活動日数を加味しても30日を超過することはないと思われますので、パンフレットにあります例にA型の内容を当てはめて見ていただくようになります。</p>
4番 (郷原委員)	<p>入るなら1口で良いと思います。</p> <p>追加したい人は個人的にという形はいかがでしょう。</p>
事務局 (岸名補佐)	この保険は各団体で口数を指定しなければならないため、皆様1口ということとさせていただきます。
6番 (岡崎委員)	これまではどのような対応でしたでしょうか。
事務局 (岸名補佐)	これまでに大きな事故はないと聞いていますが、皆様は市の非常勤特別職員にあたりますので、万が一の場合は公務災害に該当するものです。
4番 (郷原委員)	これまでこの制度はなかったのですか。
事務局 (岸名補佐)	ここ数年で始まった制度のようで、各市で農地利用最適化推進委員が新たに委嘱されたタイミングでも周知があった筈ですが、事務局が見落としとしていまして、この度の周知となりました。
13番 (石澤委員)	<p>注意書きに加入人数が1万名を下回った場合、保険金額等の変更があるとのことですが、これは日本全国で1万名ということですか。</p> <p>また、例えば2～3万名になった場合も保険料が変わることとなるのでしょうか。</p>
事務局 (岸名補佐)	<p>皆様が昨年委員とされた際に農業委員会の制度が大きく変わり、前後2～3年で各市も新制度で委嘱されていますが、このタイミングで制度が始まっていますので、全国の農業委員、推進委員が加入することとなり、かなりの数となると思われます。</p> <p>その詳細については情報がありませんので、必要であれば取り寄せます。</p> <p>また、保険の期間が毎年10月1日から1年間となります。</p> <p>6月から加入することも可能ですが、いかがいたしましょうか。</p>
3番 (安齊会長)	早く入ることで良いのではないのでしょうか。
事務局 (岸名補佐)	<p>かしこまりました。詳細が決まりましたら、またご通知させていただきます。</p> <p>最後に、6月定例会の日程について、報告させていただきます。</p> <p>次回は6月27日(水)15時30分から、運営委員会は、15時10分から、402会議室で開催します。</p> <p>諸般の報告は、以上です。</p>

議長 (安齊会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成30年度 第2回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	安 齊 清 一
議事録署名委員 12番	若 林 安 雄
議事録署名委員 13番	石 岸 一 英